

広島県選挙管理委員会告示第七十八号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することができる選挙運動に関する支出の金額は、別表のとおりである。

令和三年十月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

(別表)

選 挙 区	金 額
第 1 区	24,082,100円
第 2 区	25,159,600円
第 3 区	24,503,000円
第 4 区	23,748,100円
第 5 区	22,734,200円
第 6 区	23,517,900円
第 7 区	24,840,200円